

福岡市登校支援対策会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における小・中学校段階に焦点を当て、長期間学校を欠席している児童生徒や学校へ行けず家の中にいる児童生徒（学齢期）の背景や要因の分析，一人ひとりに寄り添い，社会的自立へつなげるための効果的な支援のあり方等を検討するため，登校支援対策会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は，次に掲げる事項に係る参考意見を述べる。

- (1) 長期間学校を欠席している児童生徒への支援に関すること。

(組織)

第3条 支援会議は，次に掲げる15名の委員をもって構成し，教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4名（教育学，心理，福祉，医師各1名）
- (2) 各民間代表者 3名
（不登校支援団体，フリースクール，通信制高校に関わる者各1名）
- (3) 小学校長 1名
- (4) 中学校長 1名
- (5) 教育委員会事務局 6名

（指導部長，生徒指導課長，教育相談課長，学校指導課長，こども部企画課長，発達教育センター所長）

2 委員は，所掌事務等について，特別の利害関係を有し，支援会議の公平性・公正性を損なうおそれがある者は，委員に選任しない。

ただし，支援会議の所掌事務などに対し，利害関係を有するものを委員とする特段の事情がある場合はこの限りではない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は，2年とし，再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 支援会議に，委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は，委員の互選により選出する。

3 委員長は，支援会議を代表し，会務を総理する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 支援会議に、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、支援会議の求めに応じて支援対策の原案を作成し、支援会議に提出する。

3 第3条に定める委員のうち、次のメンバーをもって組織し、委員長が任命する。

(1) 学識経験者 3名 (教育学, 心理, 福祉各1名)

(2) 小学校長 1名

(3) 中学校長 1名

(4) 教育委員会事務局 1名 (生徒指導課長)

(5) 教育委員会の指導主事等

(児童生徒支援に関する事項について指導する者)

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、教育委員会指導部生徒指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。